

JACDS ダイレクトニュース

発行：一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

保険薬局/薬剤師の異動時の届出が不要になりました (ただし、同一の厚生局・支局管内の異動に限定)

- 薬剤師による勤務先薬局の変更届出が不要に
保険薬剤師は勤務先薬局が別の都道府県に変更になった場合これまでは変更の届出が必要でしたが、同一厚生局・支局管内であれば届出が不要になりましたので、お知らせいたします。
- 詳細は、次の通知をご覧ください。

・保険医療機関及び保険薬局の子弟並びに保険医及び保険薬剤師の新規の登録に関する省令の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和3年2月10日 地方厚生(支)局あて厚生労省保険局医療課長通知) — 別添
- 留意点
薬局開設者による管理薬剤師、保険薬剤師の異動に関する届出は従来どおり必要です。ご注意ください。

(文責 中澤)

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル5階
TEL. 03-3506-1031 FAX. 03-3506-1032